

地権者説明会(8月24日開催)でのご質問

1 農地バンクとの契約は、7年度、8年度の2通りあるとのことだが、それぞれのメリットは何か。

《令和7年度に農地バンクと契約の場合》

農地バンクへの預け入れ割合に応じ、地域で使途が決められる協力金が地域に交付されます。これにより地域課題の解決につながります。

《令和8年度に農地バンクと契約の場合》

長期間の営農中断により、まだ地力が不足している農地への堆肥の投入や水田の均平化など営農再開支援事業を令和7年度まで活用することにより、安定した営農再開が図られることが期待できます。担い手により農地が維持されるので、まずは担い手の方々が営農再開していく上での課題を解決していくことで、将来的に長く営農していけるメリットがあります。

2 役員はすべての地権者情報を把握していない。農地バンクとの契約はどのようなになるのか。

地権者（貸し手）と担い手（借り手）が相対で契約するのではなく、それぞれが農地バンクとの契約となります。契約については浪江町、福島県農業振興公社（愛称：農地バンク）から契約に関するご案内を差し上げます。

3 地域集積協力金の使途は？また受け皿はどこになるのか。

地域集積協力金は地域計画で定めた農地のうち、農地バンクと契約した農地面積の割合に応じ金額が決まります。使途は自由で、例えば農道や水路の維持管理など地域で決めることができます。受け皿団体も地域で使途に応じ決めてもらいます。なお、令和7年度契約分までの制度で、営農再開支援事業を令和7年度まで活用する場合には重複して交付はできないことから対象外となります。

4 令和7年度契約、8年度契約の農地はそれぞれどこになるのか。

現在、担い手の方に営農再開支援事業をいつまで活用していくかの意向調査を行っています。（地力が低下しているので堆肥をもっと農地に入れたい、水田の畦畔が壊れていて直す必要がある、水田の均平化が必要、管理耕作など）。意向によりもう営農再開支援事業を活用しない農地は令和7年度の契約となります。

営農再開支援事業を活用する担い手の農地は令和8年度の契約となります。一部、契約前に作付け準備を行う場合には、特定農作業受委託契約の手続きを行います。詳しくは浪江町、福島相双復興推進機構などから個別にご案内します。



川添地区 地域計画だより

令和6年9月 第3号

川添北行政区、上ノ原行政区、川添南行政区
川添復興組合、浪江町役場・農業委員会

川添地区は、約122ヘクタール(水田約74ヘクタール、畑地約48ヘクタール)の農地があり、震災前は85軒の農家のうち42軒で水稻を出荷販売していました。それ以外の水田でも管理水田として、また畑地を含め実り豊かな地域でした。

しかし、未曾有の震災で長期間の避難等により川添地区を含め浪江町全体が見るも無残な荒廃した姿に一変しました。

震災前の姿を取り戻すため、町内の各地区で復興組合が設立され、川添地区でも川添北、川添南、上ノ原の農業者を中心に復興組合を設立し農地の管理を行い、平成30年には「取り戻そう 自然豊かなふるさとを 継いでいこう次世代へ」を地域のスローガンとして掲げ、営農再開ビジョンとしてまとめました。



これまで地域での話し合いを何度も行い、営農再開について検討してきましたが、まだ避難先から戻られない農家も多く、限られた農家で効率的にかつ意欲的に取り組めるよう、担い手ごとに農地の集約化や圃場整備も検討し、どうしても地域の農業者だけでは担えない農地については、外部の法人にも営農してもらうことを検討してきました。

今後、川添北、川添南では圃場整備も行い、限られた担い手となりますが営農再開に向け取り組んでいくこととなります。

全部の農地で担い手を決めることはできませんでしたが、この担い手案により地域計画を確定し、その後、農地バンク(福島県農業振興公社)を仲介として農地の貸し借りを行っていきます。

農地所有者の皆様には、また自然環境豊かな川添地区が取り戻せるよう、担い手の取り組みにご理解とご支援をお願いいたします。

令和6年9月 川添北行政区、上ノ原行政区、川添南行政区、川添復興組合

◆地域計画とは

全国で農業者の高齢化や担い手・後継者不足等で不耕作地が増加しています。浪江町でも例外ではなく地域の農業をどのように維持・発展していくかを決めていくのが『地域計画』です。国の制度で令和6年度までに全国各地区での策定が求められています。

浪江町でも令和7年度から営農再開を目標に取り組んできたことから、地域計画と連動して担い手の検討を行っています。

町内18地区で①～③の検討を進め、現在5地区で地域計画が確定しました。

①策定するエリアを決めて、地域の話合いやアンケート等を通じ

②「誰が、どこで、何をつくるのか」を地図化をして、

③耕作されない農地はどうしていくか を決めていきます。

お問合せ

✿浪江町役場 農林水産課農政係(地域計画担当)	☎0240-34-0245
✿浪江町農業委員会事務局	☎0240-23-5706
✿福島県農業振興公社(浪江町役場駐在)	☎0240-23-5716

震災前の農地



震災後は平成 28 年に復興組合（49 軒参加）を立ち上げ、川添地区内の約 104 ヘクタールの農地の保全管理を行ってきました。

地域計画は用途区域を除くエリア内の農地（水田、畑）が対象になりますが、川添地区では震災前は地域全体で営農に取り組んできたことから、用途区域も含め川添地区全体で担い手の検討を行ってきました。

令和 7 年度から右の図1で色塗りされた農地で自作で行う農家のほか、大高農業（現在の川添エゴマ管理耕作組合）や川添南宮農組合、川島優氏、株式会社Sky Earth（スカイアース）、株式会社ちーのなどの担い手により営農再開に向けた取り組みが進みます。

《外部法人のご紹介》

Sky Earth 株式会社

<所在地> 群馬県前橋市

<作付品目> 長ネギ、ブロッコリー

<その他の地区参入状況>

加倉地区・立野地区

株式会社 ちーの

<所在地> 浪江町

<作付品目> 主食用米、新市場開拓米、陸稲、甘藷

<その他の地区参入状況>

加倉地区、立野地区、苅宿地区

地域計画で位置付ける農地は、右の図2の用途区域を除いた農地になります。用途区域内の農地は地域計画には位置付けませんが、農地の賃貸借契約は農地バンクが仲介して行えます。

今回、担い手の決まらなかった農地については、引き続き担い手が決まるよう新規就農者などに紹介していきますが、地権者の方には適切な管理をお願いします。

図 1

川添地区の担い手(案) 《用途区域も含めた川添全体》

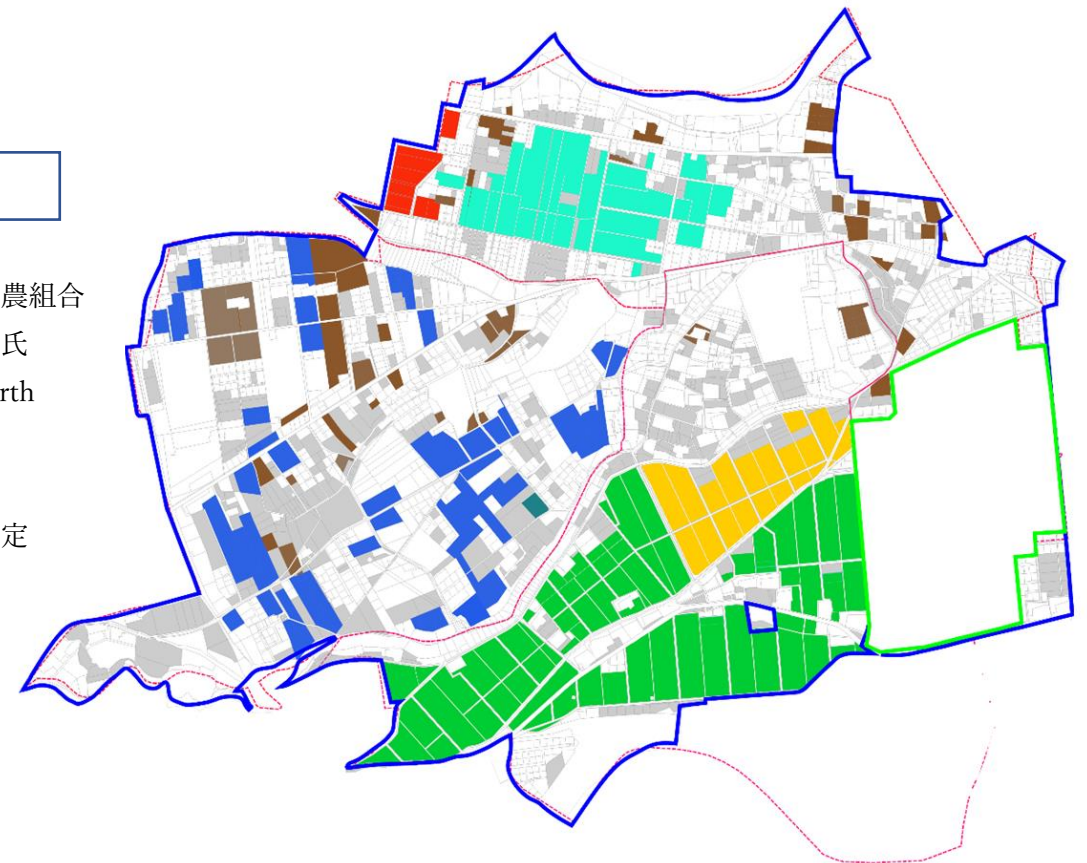
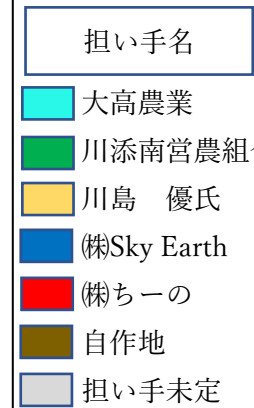


図 2

上図のうち、地域計画で位置付ける農地、担い手(案) 《用地区域を除きます》

区域内農地 63.3 ヘクタール
担い手面積 51.4 ヘクタール (81%)

